

総務文教常任委員会記録

平成27年9月2日

【開催日】 平成27年9月2日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後1時25分

【出席委員】

委員長	河野 朋子	副委員長	中村 博行
委員	伊藤 實	委員	岡山 明
委員	笹木 慶之	委員	山田 伸幸

【欠席委員】

委員	福田 勝政		
----	-------	--	--

【委員外出席議員等】

議長	尾山 信義	副議長	三浦 英統
----	-------	-----	-------

【執行部出席者】

総務部長	中村 聡	消防課長	山本 晃
消防課主幹	末永 和義	消防課消防団係長	松岡 賢吾
総合政策部長	芳司 修重	公営競技事務所長	上田 泰正
公営競技事務所主任	中村 潤之介	公営競技事務所主任	山田 幸生
総務部次長兼総務課長	大田 好夫	総務課法制係長	野村 豪
人事課長	城戸 信之	人事課主幹	辻村 征宏
教育長	江澤 正思	教育部長	今本 史郎
社会教育課長	和西 禎行	社会教育課主査兼青少年係長	白井 謙治

【事務局出席者】

事務局長	古川 博三	議事係長	田尾 忠久
------	-------	------	-------

【審査内容】

- 1 議案第85号 物品の購入について(消防)
- 2 議案第75号 平成26年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算認定について(公営)
- 3 議案第89号 平成27年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2回)について(公営)
- 4 議案第80号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について(総務)
- 5 議案第81号 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について(人事)
- 6 議案第84号 山陽小野田市視聴覚ライブラリー条例を廃止する条例の制定について(社教)
- 7 陳情要望について
- 8 閉会中の調査事項について

午前10時開会

河野朋子委員長 おはようございます。ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。では審査内容の1番、議案第85号物品の購入について、執行部の説明をよろしくお願いたします。

山本消防課長 議案第85号は、山陽小野田市消防団にデジタル無線を購入整備するものであります。山陽小野田消防団は、災害現場等において常備消防及び消防団間の通信手段に苦慮しているため、これを整備し災害現場等における通信手段を確保することにより、円滑な消防団活動を図るものです。これにつきましては、去る8月11日に指名競争入札をいたしましたところ、2,111万4,000円をもってユーディーエンジニアリング株式会社に落札いたしましたので、山陽小野田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、同社と購入契約をいたすものであります。デジタル無線の概要につきましては、消防団本部が活用する可搬型移動局無線装置（5W）1台、各分団車両の消防ポンプ自動車に積載する車載型移動局無線装置（5W）13台、各分団で活用する携帯型移動局無線装置（2W）13台を購入いたします。なお、本事業は石油貯蔵施設立地対策等補助金事業として実施するもので、事業完了を平成28年3月15日までといたしております。以上です。

河野朋子委員長 ありがとうございます。それでは説明が終わりましたので委員からの質疑を受けます。

岡山明委員 最初に質問させていただきます。このデジタルの無線機ということで、まあ今、石油備蓄と、まあそういう形も企業間ということで、企業の消防隊が必ず皆、自分の企業の消防隊、抱えてると思うんですが、その消防隊との、その連携ちゅうんですか、そのデジタルの無線機で、その企業の消防隊との連携ちゅうか、それはつながりはどういう形、できるかと。通話が地元の、その事故を起こした企業とこちらのほうの、この消防隊との連携が無線機を使って、連携が取れるかどうかと、それをちょっとお聞きしたいのですが。

山本消防課長 このデジタル無線機におきましては、消防団間と、常備消防と消防団の間の通話が可能でございます、各事業所さんがお持ちの無線機等との通

話についてはできないということになっております。以上です。

岡山明委員 それで地元企業との連携が取れないということで、この消防隊のほうから、今何機かあると言われましたので、それを企業のほうに渡して、お互いの連携を取るという形は、今後考えられるかどうかと、その辺は。

山本消防課長 このデジタル無線は、あくまでも消防救急無線でございます。それで波をもらいますので、あくまでも消防救急に関する業務、これ専用ということになりますので、事業所間との連携につきましては、その事業所の災害活動本部の組織と常備消防、消防団の本部の組織の間で調整し、それぞれが独自の活動及び協力をするというような形になります。以上でございます。

岡山明委員 じゃ今、周波数とかそういう話はちょっとありましたので、企業のほうがそちらに合わせるということは、機能的に無理ということですか。

山本消防課長 これは電波法の管轄になりますので、それによりまして、法律的に無理ということでございます。

河野朋子委員長 ほかに質疑はありますか。

山田伸幸委員 今回デジタル化に伴って、この無線機を使われるかと思うんですが、これまではどのような、何か携帯とかいう話も一部にあったんですが、もともと防災無線というのは使われてたんじゃないんですかね。

山本消防課長 小野田市の時代は、市の防災無線を活用しておりました。それから市の防災無線の運用が変わりまして、それからは無線がない状態でございます、今言われましたその間は携帯電話、それから災害現場におきましては、伝令といたしまして、人が走って行って口頭で伝えるというような手法を取っておりました。それが現実でございます。以上でございます。

河野朋子委員長 ほかに。「なし」と呼ぶ者あり)よろしいですか。じゃ質疑を打ち切りまして討論に移ります。討論はないですか。「なし」と呼ぶ者あり)それでは本議案について採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は、可決すべきものと決しました。お疲れさまでした。それでは審査内容2番の議案第75号平成26年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算認定について審査をいたします。執行部の説明をよろしく願います。

上田公営競技事務所長 おはようございます。公営競技事務所の上田です。それでは議案第75号平成26年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算について説明いたします。それでは決算書を御覧いただきたいと思えます。決算書の資料は、詳細については410ページからなんですが、この決算見込みでは、歳入合計は72億5,114万4,871円、そして421ページに出ておりますが、歳出合計は79億8,817万1,964円となります。

まず歳入の詳細について説明いたします。410ページ、411ページを御覧ください。1款競走事業収入は、72億3,334万1,629円であります。内訳として、1項は、事業収入69億2,579万5,190円で、1目入場料収入は、特別席入場料で333万6,500円あります。2目勝車投票券発売収入は、本場、電話投票、場外発売を合わせて69億1,511万8,400円あります。これから勝車投票券返還金996万7,200円を差し引いた69億515万1,200円が売上額となります。3目は、勝車投票券発売事故収入など勝車投票券発売副収入で734万290円あります。2項は、事業外収入3億19万4,419円で、主なものは、オートレース活性化推進事業助成金1,000万円、場外発売事務協力収入2億7,214万2,199円、選手会部品庫会計貸付金返戻金1,500万円で、雑入305万2,220円の内訳として、主なものは、全動助成金100万円、健康保険料個人負担分200万1,750円あります。3項は、財産収入735万2,020円です。次に、412ページ、413ページを御覧ください。その財産収入の

主なものは、土地建物貸付収入で、722万2,240円であります。次に、2款諸収入は、預金利子の3,242円です。3款繰入金1,171万4,000円で、主なものは、山陽小型自動車競走場施設改善基金繰入金845万円、小型自動車競走事業財政調整基金繰入金326万4,000円であります。次に、4款国庫支出金608万6,000円で、国庫補助金であります。414ページ、415ページを御覧ください。国庫補助金は、社会資本整備総合交付金であります。以上、歳入合計72億5,114万4,871円であります。

続いて、歳出の詳細について説明いたします。416ページ、417ページを御覧ください。1款競走事業費は、74億4,755万7,397円であります。そのうち、1項総務管理費が3,982万7,990円で、主なものとして、2節職員給料1,492万1,637円、3節職員手当等831万6,639円、そして25節積立金の小型自動車競走事業財政調整基金積立金1,001万8,108円、山陽小型自動車競走場施設改善基金積立金11万1,672円であります。2項事業費は、74億772万9,407円あります。内訳として、1目事業費は、19億8,079万4,221円で、主なものとして、3節職員手当等481万5,362円、4節共済費538万264円、7節賃金7,755万1,142円、12節役務費のうち競走車運搬費1,719万6,577円、銀行業務手数料2,973万4,186円、13節委託料のうち選手宿泊管理委託料2,586万2,328円、競走会業務委託料2億1,196万8,282円です。続きまして418ページ、419ページを御覧ください。引き続き、委託料について、包括的民間委託料は、6億2,181万3,487円となり、インターネット投票業務委託料は、8,681万9,133円です。14節使用料及び賃借料は、リース料の返済であります。7,671万3,000円です。19節負担金、補助及び交付金は8億1,881万1,433円で、主なものとして、JKA交付金は1億3,000万円の猶予分返済を含む2億7,283万8,715円、選手参加旅費1,969万590円、選手共済会分担金2,596万7,961円、場外発売事務協力費4億9,605万7,659円あります。次に、2目賞典費は、5億6,141万1,240円あります。3目勝車投票券払戻金は、48億2,275万5,430円あります。4目勝車投票券返還金は、996万7,200円あります。5目公営競技対策費1,500万円は、選手会部品庫会計貸付金であります。6目施設改善費は、1,780万1,316円です。施設改善費のうち、13節委託料1,453万6,800円は、

耐震診断に係る調査設計委託料です。420ページ、421ページを御覧ください。15節工事請負費290万2,716円は、前のページ11節修繕料36万1,800円を含め、326万4,516円が地域公益事業となります。前ページの11節修繕料36万1,800円は、日の出保育所のバルコニーの改修です。また、15節工事請負費は、有帆小学校、須恵小学校、高泊小学校、厚狭小学校、埴生小学校、津布田小学校、厚狭中学校、埴生中学校のトイレ施設洋式化工事257万8,716円、出合保育所0歳児室及び厚陽保育所0歳児室の空調設置工事32万4,000円になります。4款前年度繰上充用金は、5億4,061万4,567円であります。以上、歳出合計79億8,817万1,964円で、歳入歳出差引き7億3,702万7,093円の不足となりましたので、平成27年度の歳入を繰り上げて、これに充てております。

次に、決算見込みについて、資料の御説明をいたします。まず、資料その1について御説明いたします。まず1番ですが、平成26年度歳入歳出決算について、平成26年度の歳入歳出決算見込みは、歳入の72億5,114万4,871円と前年度繰上充用金及び基金積立を含む歳出79億8,817万1,964円の差引き7億3,702万7,093円となります。この歳入が歳出に不足する額が、平成26年度末の累積赤字見込額となり、今年5月の補正予算により繰上充用を行いました。2番の平成26年度単年度収支について、平成26年度の単年度収支については、歳入が72億5,114万4,871円、歳出が74億4,755万7,397円で、差引きの結果は1億9,641万2,526円となります。

次に、3つの累積債務について説明いたします。3番、JKA1号・2号交付金猶予分の返済については、平成25年度中に国や関係機関との協議、調整により、返済の平準化措置を図ったことにより、平成26年度には1億3,000万円を返済し、残額は4億900万円となっております。4番、リース料について、これについても、平成25年度中に関係機関との協議、調整により、返済の平準化措置を図ったことにより、リース料は、平成26年度には7,671万3,000円返済し、残額は8億4,384万6,554円となっております。5番、累積赤字額については、平成25年度末で5億4,061万4,567円ありましたが、平成26年度末の累積赤字見込額は、7億3,702万7,093円となります。したがって、6番の3つの累積債務の額については、平成25年度末で20億17万4,121円あり

ましたが、平成26年度末の3つの累積債務の額は、19億8,987万3,647円となります。7番、施設改善基金については、平成25年度末で5億3,918万4,463円ありました。平成26年度には、利息11万1,672円を積み立て、耐震診断委託料のため、845万円を取り崩しております。その結果、平成26年度末の施設改善基金見込額は、5億3,084万6,135円となります。8番、財政調整基金については、平成25年度末で1億918万1,993円ありました。平成26年度には、利息1万8,108円を含む1,001万8,108円を積み立て、また平成26年度の地域公益事業に充てるために、326万4,000円を取り崩しています。その結果、平成26年度末の財政調整基金見込額は、1億1,593万6,101円となります。

次に、資料その2について説明いたします。ここでは本場開催発売金、いわゆる勝車投票券発売収入ですが、69億1,511万8,400円、場外発売事務協力収入2億7,214万2,199円などの歳入合計①72億3,321万5,091円から、歳出の②の義務的経費これには、勝車投票券払戻金、JKA交付金など49億6,559万4,145円。それから③の開催経費、競走会業務委託料、場外発売事務協力費、選手賞金など、それから市の収益保証額5,000万円を含む額16億4,580万7,459円を差し引いた⑤の包括的民間委託料6億2,181万3,487円となります。下の開催以外に関わる収支、これは基金の関係、それから基金の繰入金、積立金等がございます。これがこの分で歳入歳出差引き、7億3,702万7,093円となっております。この下にも3つの債務の解消額等の3段の表が出ておりますが、先ほど言いました3つの債務の解消額、これが一番下になっておりますが、1,030万474円となっております。

資料3については、全場の売上額等の資料になります。この中で、山陽場の総売上額約69億になりますが、この分について、6場平均の97.2%より多い売上となる101.9%となっております。また山陽場の特徴として、構成比を見ていただくと分かるんですが、本場が11.25%となっております。ずっと右側を見ていただくと、場外売上額52.33%、これは川口、伊勢崎、浜松、飯塚、船橋の場間場外、それから25.3%のオフィシャルの電話投票が主体となっております。こうした形で今後も本場の入場者、売上額を伸ばすことも重要ではありますが、こういった場外発売、こういったところも売上額の増を図りまして、全体の売

上を伸ばしていきたいと思っております。以上で、決算関係の説明を終了いたします。

河野朋子委員長 ありがとうございます。それでは質疑を受けます。

山田伸幸委員 入場料収入のところ、特別席が予算より200万程度下がっているということなんですが、これどういったことが考えられるんでしょうか。

上田公営競技事務所長 特別席入場料収入、これはやはり予算といいますと、入場者の予測といいますか、そういった部分がありますので、そういった部分の特席での入場実績に伴うものでございますので、そういった特席での利用者数が実績そうだったというところであります。

中村公営競技事務所主任 補足です。25年度の2月にまず有料席の改修を行いました、このときに満席になったときの数字が240という形で、26年度は満席入っても240名しか入れない状況になりました。26年の1年間の一応特別席の入場料でいくとですね、大体グレードレースの日曜日は、満席にほぼ近いぐらいの感じになります。G I はほぼ全部満席になりました。G II は若干足りないくらいという感じになってます。平日は、ちょっと100名に至らなかったりとか、そういう形がちょっと増えております。若干の減が多少あるかもしれないんですが、満席になった場合の入場者が100人ぐらい減ってしまう状況というのもありますので、ちょっとその辺りの減も影響が少しあろうかと思えます。

河野朋子委員長 絶対数が減ったということですかね。席の数がそもそも。そういうことでいいんですよね。

中村公営競技事務所主任 それも原因としてあるということです。

笹木慶之委員 3月補正それから繰上充用のときに、オートレースの概要については大体聞いておりますから、そちらのほうはちょっと置いておってですね、この資料

の2、売上のところをちょっと聞きたいんですがね。山陽場の一番前の総車券売上額、前年比と1日平均とここに書いてあるんですが、前年比が101.9で、それを1日に直したら99.7ってちょっと解せんわけですが、これどういう意味かということ、まず1点ね。それから2点目は、本場1人平均購買額というのがありますよね。これは本場で開催したレースの売上の平均と見ていいんですかね。その2つをお願いします。

上田公営競技事務所長 総売上のところですが、101.9%になっております。で、1日平均99.7。これはですね、開催日数がございます。下が前年で26年度は46日。1日増えております。そういった形の部分の中で、前年度は45で割る。26年度は46で割るところで、その部分で、そういう逆転といいますか、その差が出てきたと思われま。それから本場1人平均購買額1万800円。これは本場開催での売上額割る本場の入場者数ということで御理解いただきたいと思ひます。

笹木慶之委員 それを前提としてね。お尋ねですが、1人平均の購買額は、これ全場見てみますと、2番目なんですよね。船橋が一番多くて、それから川口を超えて山陽場になってるわけですね。これは例えば本場開催の開催日数の検討の材料になるんじゃないかなという気がするんです。というのが山陽場については、本場開催が少ないんじゃないかなと。これだけ1日平均、これはもちろん、そのポータル、オフィシャル含めての数字でしょうけど。売れるということは、売る潜在能力、他場より持っているんじゃないかと思うんですよ。もちろん私は断定した言い方をしませんが、それを前提として本場開催の日数のあつせんをね、やっぱり多少すべきじゃないかなと思ひますが、どうお考えでしょうかね。

上田公営競技事務所長 本場開催の日数については、現在46日ということで、他の場に比べてはかなり少ない日数であります。お客さんのほうからもぜひ本場開催をという声も多いのですが、やはり山陽場として、今後いろいろ運営していく間で、やはり売上もありますが、支出も賞金等、いろんな支出の関係もあります。そうは言いつつもですね、この辺の開催日数については、ある程度シミュレーシ

ョンしながら、委託の日本写真判定と協議しながらですね、この開催日数の増については、幾らか前向きには考えていく必要があるのかなと実際には思っております。

笹木慶之委員 もう1回言いますけどね、飯塚が8,800円ですね、それから浜松7,800円、これ相当な開きがあると思うんですよ。それぞれの浜松、飯塚の開催日数と山陽と比較した場合に、余りにも差がありすぎるんじゃないかなと。それからもちろん採算性の問題がありますが、やっぱり地元開催することによるファンの拡大ということもあろうしですね、それからポータル、オフィシャルについては、山陽場は決して見劣りされていないわけですから、やっぱりその開催日数のあっせんは、もちろんその辺の分析をしっかりとした上でのことでしょうけどね、採算性も整理しながらね、もう1点は後ほど出てきますが、レース場の改修もするものですから、本場開催のあり方をもう少し検討すべきじゃないかと思っております。これは意見として置いときます。

芳司総合政策部長 他場と比べて1人平均購買額が非常に高いということは、ある意味熱心なファンの方が多いということも言えるのかなというふうに思っております。開催日数につきましては、他場との関係でうちが一方的に多くしてくれということには、なかなかならないとは思いますが、全体のそういった会議の中では、所長のほうがしっかり主張して、そういうことは何とか検討を進めているところではあるというふうに思っております。冒頭申しましたけど、熱心なファンが多いのは非常にありがたいことなんですけれど、もう一方で、ここまで買っていただくなくてもですね、より多くの方に来場していただくということも当然必要になってくるというふうに思っております。そういった意味でいわゆる初心者というか、最近では初心者コーナーといったことも設けて、より親しみやすいレース観戦ができるような環境ということも進めておりますので、またその辺もしっかり進めてまいりたいというふうに思っております。

伊藤實委員 今の笹木委員のことと関連するんですが、私は購買はそう見えるんですけど、入場者からすると、一概にそうじゃないと思うわけですよ。要は入場者が多

いところはどうしても購買単価は下がるんですよね。実際ですね、今言われるように場外の利益率それと本場での利益率、その辺の数字は出てるんですかね。

河野朋子委員長 そういった利益率などの計算は出ておりますか。

上田公営競技事務所長 利益率という形ではちょっと、場外の収入それから本場開催の収入ということで、ある程度全体を含めての部分になりますが、本場開催については、やはり26年度の決算出ていますとおり69億それから、やっぱり場外の事務協力費等のことを考えますと、非常に3つの累積債務の返済のところは、1,000万程度になっております。この辺についてもある程度売上69億、相当数の売上数を伸ばすということが、これは入場者にも関係するんですが、伸ばすということは、なかなかちょっと難しいところですが、これの69億が70億、71億になればかなり累積債務の返済というのも、かなり改善されてくるところでございます。その辺のシミュレーションはしております。ただこの事務協力収入、この辺のところについてはある程度今回、2億7,000万程度出ておりますが、この額の値の辺は最低限、維持していく中で、運営していきたいと思っております。なかなか事務協力収入についても、ある程度収益率といいますか、日々の収益、どの程度出てるんかということも、いろいろ厳しいところがあるんですが、いろいろ効率化してですね、日本写真判定の場合は去年から、特にこの26年度については、4月から発売のところを1階の部分だけにする、1階、2階とそれまでは発売してたんですけど、1階に絞る、そういったことの経費削減を行いながら、ここのところもですね、無駄な経費がないように運営していきたいと考えております。

伊藤實委員 あのですね、私が言ってるのは、トーターうんぬんのことじゃなくて、何の商売もそうなんです、例えばうちが、プロパンガス部門、石油部門、水道部門といろいろあると、トータルではこれだけの利益です。しかしその部門ごとで、足を引っ張ってる部分もあると思うわけですよ。要するに石油部門が赤字なんだと。ガスでもうかってこっちで。だからそういうような分析を、だから場外と本場のちゃんとした損益分岐点を出して利益率を計ったときに、これだったら今後方針と

して本場を減らして場外のほうに特化するのか、やはりそれをね、分析をしちよかんにゃ駄目なんです。これは前から僕は総務なんて言ってるんだけど、トータルでどうのこうの話じゃなくて、要は無駄を省くのは当然ですよ。しかしながら今の現状の数字の中で部門ごとで、場外は果たしてもうかっているのかどうか、利益率が高いのかどうか、そこをまず分析せんと、本場のがもうかるなら本場、でも本場しようと思えば後ほどの補正でもあるように走路改修もしないといけない。賞金のこともある。いろんなことになるわけでしょう。だからそこをちゃんと分析をした結果どうかというところをしないと、いまだにトータルでという考えはね、そんなことじゃね、民間ではあり得ないですよ。はっきり言うて。はっきり言うて親方日の丸よ。だからそこまでのちゃんとした詳細までの全部チェックした中で、場外のほうがいいんだったらこうだし、今、関連で聞こうと思ってたけど、先ほどの委託金やったかいね、場外の事務協力収入ね、2億何がしか入ってるんだけど、実際にはそのときの人件費とかいろいろしたときにどうなんだとね、やはりそういうね、やっぱり細かな分析の積上げをしないとですね、なかなか売上げをどんと上げることも難しいと思うんで、そこは重要だと思うんですよ。それと今、417ページの賃金についても、要するに1億3,500万のところ結局5,700万不用額になってるわけでしょう。そういう部分についてもやはり先ほどの窓口を減らすとかいろんなことして、これだけの削減したと思うんだけど、やはりそういう部分をね、きっちりとやっぱり詰めていかんにゃいけないと思うんですが、その辺できないことないでしょう今の。場外と本場のは。みやすい話でしょう。

上田公営競技事務所長 これについてはですね、いろいろ、今委託している日本写真判定といろいろ分析、なかなかあの、その途中と言いますとあれですが、今回の集客売上向上に向けてですね、やはりあの、本場開催それから場外発売、そういったところで、どういったところを伸ばすべきか、そういったところで分析は行いつつですね、ある程度目標、例えば本場開催でも本場の売上げもありますけど、本場開催のときには他場の売上げも重要なことになっております。それから場外発売についてもやはり、この年間で売り上げるその部分でどういうところに力を入れてどのようなところを攻めていくかということですね、考えておりますので、先ほど伊藤委員が言われるように、そこの分析をですね、やはりなかなか包

括的民間委託料の中に入っている部分もありますので、その辺りはちゃんと分析していきたいと思っております。

伊藤實委員 包括的民間委託料に入ってる入ってないじゃなくて、やはりそういう部分は民間に任せたかもしれないんだけど、やはりね、市のほうはちゃんとそこを分析はできるわけですよ。日本写真に任せたからそれが分からんとかの話じゃなくて、要は現状、だから今後の資料としては、本場での売上げはこうで、経費を引いたらこうですと。場外はこうですって出せるでしょう。全然、これが出せんならね、やめたほうがええよ、もう。はっきり言って。商売にならんもんそら。そこをちゃんと把握した中で、そしたらここは強いから、ここをこうしようと、こういうところで投資をしようとかね。やはりそういう話になるわけよ。だからまず現状をしっかりと分析を。やっぱりこのきついときこそやっちょかんと駄目なんですよ。井じゃいけんの。やはりさっきも言うけど、今後の走路改修しようちゅうことはまた本場を続けるという考えでしょう。だからやはりそういうことも含め、先ほどの入場者の件もそうだけど、実際の原因はね、場外なり電話投票が増えたから、来場者が減ったから、有料席も減るわけよ。有料席でせんだって、部屋で涼しいところ、ぬくいところで、ビール飲みながらでも買えるんやから。今後はね、入場者は絶対減りますよ。流れとしたら。しかし、売上げを上げる方法は逆にそこをうまいことして、すれば伸びる可能性は十分にあると思うし、実際の昨日、一昨日の新聞に競艇、すごい伸びちよったよね。新聞出ちよったでしょう。競艇は伸びちよんですよ、すごく。やはりそういうような同業者そういうところにも視察行くなり、いろいろノウハウをね、知りながらやはり売上げを上げ、経費を削減し、そして現状の分析をしてほしいと思います。以上でお願いします。

河野朋子委員長 先ほどの分析の件で何か答弁がありますか。

中村公営競技事務所主任 本場と場外でちょっと複雑なところというのは、例えばさっき伊藤委員がおっしゃった、その賃金のところなんですけど、この賃金はですね、山陽場の従事員さんの賃金じゃないんですよ、これ。他場に受けてもらってる分、従事員さんの賃金になります。例えばこの職員手当というのも伊勢崎さん

と飯塚さんかな、今、時間外とかこの辺りの。うちが本場やってるときはよそも山陽場という扱いになるので、そこに対する支払ってる額になります。逆に場外をうちが受けてるときですね、のときは売上のパーセントで事務協力収入が入ります。その代わり掛かった経費を差し引いた分で請求をするという形になるので、そのときの働いている従事員さんは、他場の職員さんという扱いになるんですけど、それは賃金は当然全部日写さんの職員なので、うちは包括的民間委託料から出してるということになる。要は出どころがいろいろ入り組んでいるので、ちょっと伊藤委員さんがおっしゃったような分け方が大変難しい状況ではあるんですけど、ただ今、日写さんのほうに依頼して、月ごとの分は大分細かいのは出していただけてます。そこから更にちょっと委託業者さんにどこまでそういう形で、その日の電気料が幾らだとか、従事員が何人出て、給料はこの日は誰それさんが出たから幾らだとか、そこまで詰めていけるのかというのは、ちょっと少し、出していただくところまではきてるので、もうちょっとお時間いただければ、もう少し細かく出せるとは思います。

伊藤實委員 今言われるように、なかなか難しいんだけど、これは基本中の基本なんですよ。これはね。日写にとっても大きい問題になるわけ。やはりそこまできっちりした数字を把握しながらしないと、商売というのはね、潰れるんですよ。民間はね、そこまでやってでも潰れるんやけ。だからそれぐらいの危機感を持ってしないといけないということだし、今、中村君が言うようにそうやってやろうという方向なんで、今度の予算のときは、それなりの分析したのが出ると思いますので、期待しておりますので頑張ってください。

笹木慶之委員 この数字をやっぱり冷静によう見んにやいけんと思いますがね、数字が物語っちよる場合があるんですよ。本場の1日平均1万800円。これはこだわってるわけではありませんが、これはオフィシャルもポータルも入れた数字なんですよ。本場で開催したやつはトータルで、うちは1万800円売ってるんです。確かに本場の入場者は少ない。だけどなぜか売れちよるわけですよ。ところが今の浜松見てみると7,800でしょう。入場者数は多いです。ところがなぜかといったら、多分その周辺にほかの公営ギャンブルの競合する分があるんじゃないか

と思うんですよ。そういったいろんな要素を加味した結果、1日1万800円という売上げを示したのは事実ですからね、やっぱりここを冷静に見て、今経費等の問題は私は仕組みがほとんど分かってますが、今説明されたところはきちっと整理してね、どこが強みなのか、どこが弱いのかということをよく分析をして次の取組をされんとね。うまくいかんのではないかとということを私が言いたかったわけです。それについては答弁要りませんからね。よく分析をして目的をきちっと果たすようにしてもらいたいと思います。

河野朋子委員長 ほかに。

中村博行副委員長 包括的民間委託料について、ちょっとお尋ねをしますが、当初6億5,000万ということで、固定的な見方がされちよつたんじやないかというふうと思うんですよ。ところが今回6億2,000万何がしというふうになっておりますのでね、その辺減った理由とか、あるいは6億5,000万についてですね、そこから持ち出すものというものが、今回どういうものが減ったのかということで、具体的に教えていただきたい。

上田公営競技事務所長 当初6億5,000万ということでしておりますが、これは前回繰上充用のときも説明いたしましたけれども、最終的な3月の決算というところで、開催収支等考慮して、その中で、もちろん6億5,000万と、当初言いつつも日本写真判定も経費削減をしております。いろんな経費削減をした中で、委託料の精算について、甲乙協議の上、市への最低保証といいますが、それを5,000万確保した中で、その委託料を協議して精算しておりますので、ある程度開催収支についての精算というところで御理解をいただきたいと思います。最終的な3月のところで精算をするということになります。

河野朋子委員長 ほかに。

岡山明委員 前回もあったと思うんですけど、この3つの赤字の分ですね、それ先ほどお話がある程度見込み、3つの負債の削減の状況を先ほどお話の中で見積も

つてると、そういう話があったんですけど、それは前回も出してくれと、そういう形、何年度、簡単に見積もっても41年までは、まだ借金が残つとるちゅう状況なんですけど、その辺の見積りの形、平成の何年に大体終了すると、その辺のシミュレーション作つとるちゅうことですから、それはこちらに出していただくちゅうことはできないんですかね。

河野朋子委員長 これは前回の臨時会でも委員会として申入れをしています。負債の返済計画を早急に作って出していただきたいということは、あの時点ですべて出しておりますが、その後それについてはどのようになっているかについて報告をお願いいたします。

上田公営競技事務所長 これについては、いろいろろんなところを想定しながらシミュレーションはもちろんしております。大枠のところでは、委員さんも御存じとは思いますが、やはりJKA交付金の猶予分の返済これについては平成29年度まで。それからリース料の7,600万については、平成37年までというところで、ある程度こういったところの累積債務の解消については、今現在は29年度までは、JKA交付金の猶予分の返済1億3,000万円と、リース料の7,670万円というのが、重くのしかかるような状況ですが、これが29年終了しますと、ある程度リース料の返済と累積赤字の解消ということに集中できるという状況にはあるんですが、なかなか今、こういった分の返済というのが、累積債務の計画というところで、これについては今後もですね、いろいろ体制等も変わるところもございますので、その辺をちゃんと整理してですね、ある程度作れる段階に持っていこうとは考えております。

岡山明委員 作れる状況というんですけど、猶予金が7億4,000万ぐらいあるんです。これ29年までに13億ぐらいの金額が出てくるんですね。今の状況の後、3つの累積赤字が1,000万という形の削減になると、猶予金がマックスで13億4,000万ぐらいの金額まで上がってくると思うんですよ。それで29年からマックスが、私がちょっと出したんだけど、13億4,000万。それから29年度の1億3,000万が減るということで、猶予金がずっと減ってくるという形で、平成40年ぐらいま

ですと残るちゅう形ですから、その辺のある程度の目安は必要じゃないかと私たちも市民も、大体どうなんだと、目安だけでも出していただければと私は思うんですけどね。いかがですか。

河野朋子委員長 これ委員会としても再三要求してましたし、こういった負債の返済計画を早めにしてほしいということ個人ではなく、委員会として要請してますので、そういった段階に持っていきたいとかいう答弁に対しましては、ちょっと今納得いかないんですけども、今初めて出た話ではありませんので、その辺りどういう状況に。

上田公営競技事務所長 これについては、いろいろそれに関わる今後のこの累積債務の返済というふうについては、これについてはいろいろ協議しております。これについてできるだけですね、少なくとも当然平成28年の予算編成のときには、示さなければならないと思っておりますので、それまでに示せる内容を出していきたいと考えております。

伊藤實委員 今の件ですが、これ単純に考えたら今現状で、交付金の猶予の1億3,000万とリース料が7,600万でしょう。単純に2億よね。2億ぐらいが返済しよるとい話なわけよ。ということは今、ここの6番が19億8,900万ちゅうか。まあ20億やん。10年で終わるとい計算なんよ、今で行くと。でしょう。今の現状で行くと、それぐらいの見通しちゅう話になるわけじゃん。だからやっぱそういうのなんかでも、ぱっとできると思うし、逆に聞きたいのが、7番の施設改善基金が5億3,000万。これ何か使う予定というのは、近々何かあるんですかね、これ。

上田公営競技事務所長 これについては今回補正を上げました走路改修の分もありますが、その後耐震改修工事があります。耐震改修工事については、来年度の予算の中で、実施計画で検討ということで、実施計画を上げておりますけど、耐震改修の実施設計を28年度。これについて今見積りを組んでますけど、国庫補助も活用する中で、市の負担が、国庫補助対象工事の2分の1というのを活用しても、市の負担が1,300万程度あります。それと耐震改修工事のほうに

については、これはこちらのほうとしては業者が出している概算の附帯工事も含めた、これぐらいは最大掛かるかもしれないという部分で、2億5,000程度考えておりますが、その分の国庫補助がまた3分の1ぐらい出ますので、それが約1億6,000万程度ということに考えております。最終的にその工事が終われば施設改善基金の残額は、約3億を少し切るような。はい。

伊藤實委員 そうした場合ね、それがあるといことは、5億3,000万のうちの2億ぐらいは、予定があるという。で、財政調整基金については。

上田公営競技事務所長 財政調整基金についてはですね、これは主に地域公益事業をするために下ろして、来年のために積み立てるという形で。だからこの推移はこのまま残るかと思えます。ここは一応いらうつもりはありません。

伊藤實委員 そうした場合に、3番の交付金猶予分の今、4億900万円の年間利息は。何ぼぐらい払いよってですか。これは利息付いてないん。

上田公営競技事務所長 利息はありません。

伊藤實委員 猶予だけでも元金充当のみ。

上田公営競技事務所長 これについてはそういった部分はございません。あくまでも猶予した分を後年の中で払っていくというだけです。

伊藤實委員 それで行けば、まあ金利が付くならね、逆にこの施設改善基金とか、これ寝かすよりは、もう支払いをしてね、もう返済をしたほうがええかなと思うたわけ。だけど金利が付かんほやったらね、逆に延ばせば延ばすほうがいいかなと思っただけで、だけどやっぱりそういう部分についても、やはり岡山委員が言われるように市民からの質問でも、報告会でもね、どうなんだというのが出るんで、実際はこれ総務でもソフトランニングで、少しずつでも借金を減らそうというのが、そういう現状なんでね。そこはやはり一応見通しは変わってもいいから、今度の予算ま

ではね、大体このような計画でいくというものをね、やっぱり示さないと、議会としてもね、何をしようかということになりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

岡山明委員 今回の件なんですけど、その猶予金が必ず毎年、今の状況でいくと、2億、2億、2億で上がってくるんですね。29年までは。その辺の形は、ある程度分かるような形を、目に見える形を出してほしいんですよ。これ今絶対に29年までは2億上がってくるでしょう。猶予金は。それを他の人も、じゃどうなんだと、毎年2億円ずつ上がると。他のレース場だって借金払っとるんじゃないけど、そういう市の、親の負担じゃないけど、親のほうの市のほうの財政が、2億、2億、2億と上がるとんじやから、それは普通の人納得するような形で、「それは違う、市は払ってない」と呼ぶ者あり）市は払ってないですけど、猶予金が増えるちゆう形になりますので、その辺はちょっとどうかなと思うんですけど。

河野朋子委員長 とにかく先ほど答弁がありましたように、次年度の予算編成、それまでにはきちんと予算時までには返済計画を委員会に対しても、市民に対してもですけども、示していただくということをここでお約束していただいたということですのでよろしいですね。

上田公営競技事務所長 あくまでも累積赤字は、今までも説明したとおり、このJKA交付金、リース料の債務を返済するという形の中で、赤字額の累積赤は増える傾向にありますが、あくまでもこの3つの累積債務、この累積赤字額とそれからJKA交付金、リース料、なかなか繰上充用の中、それから決算の中では、なかなか見えにくいところですが、あくまでもこの赤字額、JKA交付金、リース料を含めた、この3つの累積債務の合計、25年度20億あったのが、26年度は20億を切った、わずかですが、1,000万程度ですが、19億9,000万になっております。これはもう最低減るような形でですね、年数は掛かるかもしれませんが、もうここは重要事項として、日々努力してとてころがありますので、その辺りは最低限御理解いただきたいと思ひます。

河野朋子委員長 それを含めて作っていただきたいということですので、よろしく願いいたします。ほかに。

山田伸幸委員 収益保証のことなんですが、資料その2に、欄外に一番下のところに、収益保証会計外とあるんですが、これはどういうふうな処理がされてるんでしょうか。

上田公営競技事務所長 この収益保証5,000万というのはですね、収益保証5,000万というところがどこかに出てくるということではなくて、収益5,000万のうち、例えばこの開催経費の中に私たち市の職員の人件費が2,800万あります。それから旅費の経費、それからそういったもろもろの、その市の職員の経費に関わる分がございます。その合計が約3,000万弱あります。残りの2,030万円。このうち1,000万円を地域公益事業の部分として、財調に1,000万円積み立てる、これは平成27年度のために積み立てるのですが、その残りの1,030万474円というのが、3つの債務の解消額っていう数字になるということになります。

山田伸幸委員 私の理解としては、この5,000万円というのは、何らかの形で市のほうに入ってくると思ったんですけど、実はもうこの会計の中で、解消されてるというふうに考えてよろしいんですか。

上田公営競技事務所長 そういうふうになります。5,000万まるっと入るわけではなくて、この最低保証の中から、市に関わる分の経費を出しながらそれから地域公益事業も行いながら、残りの部分で累積債務の解消となっております。もちろんこの5,000万となっておりますけど、今後売上げを伸ばす中で、この1,000万ではなくて、よりこれを増やしていくことが重要だと考えております。

山田伸幸委員 もっと違う形で市にそういった特別な会計でも、こう入ってくるのかなと期待もあつたんですけど、そうではないということが明らかになりました。もう1つ地域公益事業についてなんですが、先ほどの説明を聞いてると、本来市自身が支出をしてやるべきことが、こちら側から肩代わりされてるというふうに思わざる

を得ないんですね。民間の例えば福祉事業であるとか、あるいは機械関係のそういう工業振興のためにというのが、たしかこの交付金の使われ道ということで、以前は説明されていたんですが、現在の地域公益事業というのは、そういうふうに使われていないというふうに思わざるを得ないんですがいかがでしょうか。

上田公営競技事務所長 あくまでもこの地域公益事業、これについてはですね、山陽小野田市独自のものです。いわゆるJKA交付金に基づく事業というのは、また別にまたJKAのほうで、日本国内といいますか、そういったところに還元していく、その中で機械振興とか福祉関係の公益事業ってことに、補助はされる事業でございます。この地域公益事業については、市内のそういった福祉関係に関わる部分で、主にこの地域公益事業に範囲ということで、その方針の中には、言葉としては今言われたJKA交付金のそういう表現のところは、似てる部分ではございますが、あくまでも市の独自の事業ということで、市内の主に福祉施設それから小学校、中学校の施設内の補修等に企画のほうで調整をさせていただいておりますが、そういう中で小型会計のほうから一般会計のほうに負担をする中で、事業を進めております。

山田伸幸委員 以前は確か社協の車の補助金に使ったりとか、いろいろされてたと思うんですけど、先ほどの説明では、市の施設ですよ。学校とか、保育所とかですね、社会福祉法人等に対してもこれを使ってもいいよという形で募集等はされないのかなのか。その点はいかがでしょう。

上田公営競技事務所長 山田議員が言われる福祉車両、これについてはJKAの補助事業でありますので、これはあくまで地域公益事業、市の事業でありますので、またこれは別な部分だと思います。これについてはJKAのほうでですね、毎年公示して告示してですね、来年度に向けていろいろ募集しております。実際に社会福祉課といいますか、そちらのほうにでもですね、問合せがあったりして、私たちのほうもそれについて、JKAのほうからいろんな説明をしていただくようにですね、その辺はしておりますので、今後來年度に向けては、そういった福祉車両それからほかの教育委員会のほうにも、そういったJKAの交付金の補助事

業を申請するような動きがありますので、どんどんその辺のところは活用していただきたいと思っております。

山田伸幸委員 と言うのもですね、やはりこの山陽オート事業そのものに対して、特に小野田側でですね、非常に厳しい声が議会報告会なんかでも挙がってるんですよ。そういったのを少しでも和らげるというのも、また変な表現になるかもしれませんが、やはり市民の皆さんがですね、目に見える形でそういった地域への貢献がこのオート事業によってされてるというのがですね、必要ではないかなと。日本財団は目立つんですよ。派手な福祉車両を供給してますので、ところがオート事業からのですね、目に見える形での地域貢献ですか、それがなかなか見えにくいというのを感じるんですが、いかがでしょうか。

上田公営競技事務所長 地域公益事業であります、これは平成21年度からやっております。山陽地区、小野田地区に限らずですね、例えば小野田地区でも、なるみ園、それからまつば園のいろんな空調整備、それからダンプ購入等、それから小野田の児童館等、いろいろ実績の中でですね、そういうふうには偏らないような形でしております。また最近はですね、今日、報告ということで、終わったときに言おうと思ったんですが、今までなかったことで、そういった部分の小野田地区での地域貢献といえますか、そういった部分で、教育委員会のほうに毎年、小学生向け、中学生向けに講座等があります。そうした部分でオートについては、最初は対象外かなと思ってたんですけど、今年度項目に加えていただこうと思ひまして、オートレースの選手について小学生、中学生に対して講演したらどうかということで、項目を設けていたところ、今年度、まあ平成27年度の途中ですが、小野田地区の2校からですね、要望がありまして、今回9月にですね、早速、1,000勝を達成した岡部選手それから弟子の仁村選手と一緒にですね、有帆小学校に行つてですね、講演するように予定しております。そういった部分はありますし、2校のうちのもう1校というのが、小野田中学校。これについては、中学校2年生ですかね、立志式というのが2月にあるようなんですが、それに向けてぜひこのオートレースの選手、アスリートですので、そういった部分の講演というのをやってほしいというのが来ております。こういうのもやりながらです

ね、今後オートレース場も利用して、いろんな取組もする。あくまでも入場者、売上を伸ばすことも大事ですが、こういったまちづくりという観点でですね、市民の理解を得ていただくために、そういった部分もいろんな取組をしていきたいと思っておりますので、その辺は今後もいろんな展開をですね、図っていききたいと考えております。

山田伸幸委員 ここで言われるだけでなく、やはり広報なんかも通じてですね、そういったことをしてるんだということがもう少し必要ではないでしょうかね。残念ながら私たちにも目に見えてないわけですから。やはりそういった活動をですね、きちんと意識的にされることが必要だと思いますが、部長どうですか。

芳司総合政策部長 今議員のほうから御指摘があったとおりでというふうに考えております。オートレース事業を継続実施していくに当たっては、この地域公益事業を通じたですね、地域福祉の向上の一翼を担っているというのは、極めて重要な部分と思っております。上田所長のほうからもありましたけれど、実際に地域公益事業を、まあ施設改修が大半なんですけれど、旧山陽町だけではなくて、小野田地区でも展開しているということもあります。今、本庁舎の玄関ロビーにですね、車両1台展示をして、その横にちょっと小さいんで分かりにくいんですけど、そういう紹介もさせていただいているんですけど、実際やっぱりそういうことをしておりますので、それをまた市民感情というのもあると思っておりますので、その辺しっかり市民の皆様の理解をいただくためにも、ちょっとその辺広報を通じてまたそういった周知を図っていききたいというふうに考えております。

山田伸幸委員 それとこれはレース場への提案なんですけど、私福祉関係者とよくいろんなデイサービスとかの、私自身もボランティアしておりますし、その中でよく聞くのがですね、男性の利用者がなかなか進まない、そういった男性の方が喜ばれるものとして、ある施設がですね、一度オートレース場にバスで行って、連れて行ったら物すごく喜んだと。また連れてってくれというふうなことを言われたというんですね。ですから、そういった男性利用者に向けたですね、こういったオートレース場に来られてもいいですよというような形ですね、案内もされても

いいんじゃないかなというふうに思います。男性利用者、どうしても女性利用者が多いものですから、手芸だとか楽器を演奏とかですね、なかなか気が進まないですね。そういった中で、そういったことも必要ではないかなということで、提案をさせていただきたいんですが、ぜひ御検討をいただきたいなと思います。

河野朋子委員長 今回の要望ということですけども、結局26年度は、地域公益事業の合計の金額は幾らとなったんでしょうか。

上田公営競技事務所長 26年度の地域公益事業は合計でですね、326万4,516円です。

河野朋子委員長 その辺の金額についても売上げが上がって、そうやっていくと、その辺りがもっと増えていくというふうに理解しておりますので、それも含めて議会としてもそういった使われ方とか、こういうところにオートの収益がってことは、報告会などを通じて市民の皆さんにも知らせていきたいと思いますので、その辺は少し増えるようお願いいたします。ほかに。(「なし」と呼ぶ者あり)じゃ質疑を打ち切りまして討論に入ります。討論はありますか。

山田伸幸委員 一応地域公益事業の改善も今後されるということもありますし、交付金についても法律どおり施行されてるということで、この決算については認定というふうにしたいと思います。

河野朋子委員長 ほかに討論はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)なければ本議案について採決に入ります。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成でこの決算は認定すべきものと決しました。以上です。引き続き補正予算をお願いします。

上田公営競技事務所長 議案第89号平成27年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2回)について説明いたします。本会議で説明した内容と少しかぶるところがありますが、今回の補正の内容、これについては、経年の老朽化に加え、8月25日の台風、このときに台風の後、施設に被害がないか、施設内を調査したところ、競走路内の一部で1か所、1センチから1.5センチ程度の隆起が見られたということで、競走会それから選手会と協議して、競走には支障がないと判断し、8月26日からの開催は行ったのですが、早急に工事を行う必要があるということで、今回補正を上げさせていただきました。あくまでも小型自動車施設改善基金を活用して、包括的民間委託に基づく民間発注ということで改修工事を行おうとするものでございます。補正予算の内容については、繰入金において、この資料の歳入事項別明細書のほうですが、一番最後の5ページ、6ページが一番分かりよいかと思いますが、山陽小型自動車場施設改善基金、これの取り崩し、それから歳出の方では競走事業費になりますが、包括的民間委託料、これを7,500万円増額するものであります。結果歳入、歳出それぞれ7,500万円を増額して、予算総額は92億4,501万2,000円となりました。以上で説明を終わります。

河野朋子委員長 ありがとうございます。では質疑を受けます。

笹木慶之委員 1件だけ聞きますが、今の基金を繰り入れて包括的民間委託で7,500万円出すわけですよね。増やすわけですよね。これは包括的民間委託料の全体で精算されるんですか。それともこれは単品で精算されるんですか。

上田公営競技事務所長 この分については、あくまでも走路改修の部分ということで、契約の中で改修部分、別途仕様書で定められております。いわゆる6億5,000万のほうについては、開催収支に伴う委託料、これについては走路改修に伴う委託料の加算ということで、別のものとして理解していただきたいと思っております。

笹木慶之委員 それはそのとおりだと思います。ですから7,500万は、他の包括的民間委託のものとは違って、掛かった経費で精算しないとおかしくなるということで

すね。ということで了解ですね。はい。

河野朋子委員長 ほかに。

山田伸幸委員 この7,500万円というのはどの範囲がされるのか、全面的な再舗装になるのでしょうか。

上田公営競技事務所長 まず走路改修の工事内容についてなんですが、これは本会議のときでも説明いたしましたが、工事については単純な表層工事ではなく、外線といいまして、競走路から外側の外線からフェンスに向かって、その外線からフェンスまでの分があります。このレーン、色が変わっているオレンジ色の所があるんですが、これについては実際には競走がされない、試走のときに、選手が紹介されるときに走るレーンなのですが、これは残して、その内側に当たる黒い部分の実際の競走路それから内線の内側、これは選手の足が入るところですが、競走車は競走路の中に入っておりますけど、足だけは内線に入ることができますので、その部分を含めて、まずこれまで実施した表層工事の表層部分を剥いで、その上に舗装工事を行うということで、今の山陽場に適した最も効率的であるという工法で行うものであります。その工事について、民間委託の契約書の中で、表層工事、今まで平成17年で前委託者の日本トーターが表層工事を行っておりますけど、それについては日本トーターのみの工事で行っておりますけど、今回の工事はその部分では、それを超える工事費になっておりますので、市である甲、日本写真判定である乙、これが別途協議をすることによって、その費用分担について、相当の分担について、本会議では半分程度と言いましたけど、約半分の額になりますが、その分を相当な分担ということで、市の負担分として対応するものでございます。

伊藤實委員 これまでオーバーレイを何度かされてると思うし、先ほど今言われた日本トーター、で、第2コーナーの辺とか水が溜まってたから、溝を掘ってね、そういうことをされたんで、今度はもうそれをすれば基本的には良走路というか、選手も走りやすい走路になるということの理解でいいですか。

上田公営競技事務所長 これについては、もちろん選手会とも協議しておりまして、選手の安全を確保、できるだけ長く、発売のほうについても、売上げの観点についても、今までどうしても不均等な乾き方といいますか、斑状の残り方でも、なかなかこれまではっきりとは言いにくい状況もありましたけど、やはり売上げに影響する部分が、買いにくいという状況がございました。実際、雨の走路も、これはもうCSのアナウンサーも言うておりますけど、どうしても選手として一本道しか走れないという状況がありました。これについては、当然一本道になればそれなりの車券の買い方もあるのですが、選手にとってはやはり走りにくいという状況。それが他場の雨の走路のように、ある程度外も使える走路ということが確保できれば、当然お客さんのほうにとっても買い方が増えるということで、この辺もいろんな意味で、この走路改修の効果については、その辺はいろいろな面が出てくると思います。

河野朋子委員長 ほかに。

中村博行副委員長 走路の改修ですけれども、基本的には何年というのがあったと思うんですけども、前回はいつされたんですか。

上田公営競技事務所長 前回は、平成19年度です。平成19年度にオーバーレイを行っています。したがって、今、8年目になりますので、基本5年と言われております。実際、5年と言いましても、なかなか各場でも厳しい状況がありまして、やはり、それでも6年目、7年目には改修をしておりますので、やはり8年目というのは、私たち関係者にとっても限界であったのではないかと考えております。

中村博行副委員長 工事業者ですけれども、6場の中で、一番最近、工事をされた業者と同じというふうに考えてもいいですか。

上田公営競技事務所長 同じと考えてよろしいです。

河野朋子委員長 ほかに。「なし」と呼ぶ者あり)質疑はいいですか。「なし」と呼ぶ者あり)では質疑を打ち切り、討論に入ります。討論は。「なし」と呼ぶ者あり)なしということで、本議案について採決をいたします。本議案について賛成の委員の挙手を求めます。全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。お疲れさまでした。それでは入替えをしたいと思いますので、5分休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時35分再開

河野朋子委員長 それでは委員会を再開いたします。審査内容4番ですね。議案第80号について審査をいたします。執行部の説明をよろしく願いいたします。

大田総務部次長兼総務課長 それでは議案第80号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定であります。それでは資料の1ページを御覧ください。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法に基づき、平成27年10月5日から国民一人一人に個人番号が付番され、平成28年1月1日からその利用が開始されることを受けて、本市における社会保障、地方税等に関する事務及びこれらに類する事務に関する個人番号の利用範囲について条例を制定するものでございます。個人番号の利用範囲は、番号法第9条において、原則として次の3点が規定されています。まず、1点目として(1)番号法別表第1上欄に掲げられている機関が同表下欄に掲げられている事務において利用する場合があります。本市においては、この規定に基づきアからツまでの18事務について個人番号を利用する予定でございます。次に、2点目として(2)地方公共団体が福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定める場合があります。最後に、3点目として(3)個人番号

関係事務実施者が個人番号関係事務において利用する場合です。これは、雇用主が従業員の給与の源泉徴収票の調書などの書類を行政機関に提出する場合などが例として挙げられます。次に2ページを御覧ください。このため番号法第9条に基づき、法に掲げられている事務を法定利用事務といいます。が、(1) 法定利用事務以外の事務であって個人番号を利用する場合、これを独自利用といいます。及び(2) 同一機関内で特定個人情報の授受を行う場合、これを庁内連携といいます。これらは条例を定める必要があります。まず独自利用として、本条例第4条第1項において、社会保障等に関する分野の事務で法定利用事務と通常一体として行われるなど法定利用事務と密接に関わり、個人番号を利用することで事務処理の効率性や手続の利便性が向上するものとして、アの生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務と、イの山陽小野田市営住宅条例によるコミュニティ住宅に関する事務を、独自に個人番号を利用できる事務として規定するものでございます。次に(2) 同一機関内で特定個人情報の授受を行う場合、庁内連携になりますが、アの個別に規定するものとして、条例第4条第2項において、(ア)の独自利用事務であって庁内連携を行うように規定し、また(イ)の法定利用事務があつて番号法別表第2の連携以外の庁内連携をするものについて規定するものでございます。またイの包括的に利用するものとして、条例第4条第3項において、番号法別表第2に掲げられている法定利用事務で同表に掲げられている情報を庁内連携するように規定するものでございます。説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

河野朋子委員長 質疑を受けます。

山田伸幸委員 説明を聞いてなかなか難解な説明をされたんで、要するに今回の規程は資料の1ですかね、資料の1、それから2、これにそれぞれ個人番号を市でも使うし、庁内連携として使うということを規定するという、そういう理解でいいですか。

大田総務部次長兼総務課長 番号法で規定されてはいるんですけど、それ以外で市で独自で条例で定めなければならないものについて、この度条例を制定するものです。

山田伸幸委員 ということは、2の(1)のアとイ、これだけが今回の議案として上程されてるものということですか。

大田総務部次長兼総務課長 2ページ目の2の(1)と(2)ですね。これを条例で規定するというものでございます。

山田伸幸委員 この問題は国においてもかなり問題があつて、いまだに情報漏えい、セキュリティが完全じゃないという問題が指摘をされて、国も残念ながら万全のものはないというふうな答弁するというふうな事態もあつたりしてですね、非常に難しいところがあるんですが、山陽小野田市としてこの情報が他に漏れないようにする、そういう具体的な手法というのは何か、今説明できる範囲内でどういふふうな対策を取られてるのか、お答えいただきたいと思います。

大田総務部次長兼総務課長 6月の個人情報保護条例ですかね、そのときにもそういうお話が出たと思いますが、業務系と行政系のものについては、それぞれ別個のものでございますので、業務系については外には漏れないようになっておるといふことで、情報管理課のほうから説明があつたと思いますが、そういう面でおきまして、山陽小野田市の場合は、ほかには個人情報漏れにくいのではないかなというふうには認識しております。

中村総務部長 ちょっと補足させていただきますと、今のはシステムのいうと、つまりそういったことで、インターネット等につながっておるパソコンには住基系の情報は出ないと。だから別個の2つのシステムで運営すると。まあそういったことで漏れることを防ぐと、そういうことでございます。それと番号法について今度は職員のほうですが、取り扱う職員がその辺りしっかり認識しておかなければならないといふことでございますので、10月5日から番号は通知するわけですが、運用が

開始されます1月1日までにですね、今年中に職員に対する研修、これも行うようにいたしております。そういった取組で情報が漏れないような体制は取っていききたいと、このように考えております。

山田伸幸委員 それと保守管理に当たる業者がおりますよね。これとの契約では、このセキュリティについてはどういうふうになっておりますか。

中村総務部長 これは情報管理課のほうで一括して契約しております、詳細なところは詳しくはございませんが、当然これは秘密保持については、契約上うたって、それに対する、もしそれに違反した場合は、何らかの対応をするというふうな契約になっておるといふふうに思います。

河野朋子委員長 ほかにありますか。

岡山明委員 私ちょっとこの状況分からないものですから、ちょっと法定利用事務それと独自利用事務というんですか、これの分け方ちゅうのはどういう形になるんですか。それをちょっと教えていただければ。

野村総務課法制係長 法定利用事務というのは、番号法の別表第1に、番号法個人番号を取り扱うことができる事務が一覧で、現在119の事務ほど定められております。そのうち山陽小野田市で利用を予定する事務として、この度この資料の1の1に挙げてあるアからツまでの利用の事務を考えております。独自利用事務といいますのは、この番号法で定められていない事務で、この番号法に定めてある事務と密接に関係を持って、一体となって今、事務を行っている事務ということで、この度この2つの事務、生活に困窮する外国人に対する生活保護に措置に関する事務と山陽小野田市営住宅条例によるコミュニティ住宅に関する事務の2事務を独自利用事務として条例で定めるというふうに予定しております。

岡山明委員 じゃ簡単に理解する上で、この別表もらったんですが、これの18項目、これが法定事務ちゅう形なんですかね。そういう形でいいですかね。

野村総務課法制係長 はい、そうです。

河野朋子委員長 ほかに質疑はありますか。「なし」と呼ぶ者あり)よろしいですね。それでは討論を受けます。

山田伸幸委員 この番号法そのものが、やはり大きな問題点がありますので、それをこの地方自治体においてどのように作業されても、なかなか大元の番号法そのものに対する甘さといえますか、不十分な点について補うことはできませんので、これについては反対といたします。

河野朋子委員長 ほかに討論は。「なし」と呼ぶ者あり)よろしいですか。では討論を打ち切り採決に入ります。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 賛成多数で本議案は可決すべきものと決しました。以上です。お疲れさまでした。それでは次に移ります。議案第81号につきまして執行部の説明をよろしくお願いいたします。

城戸人事課長 それでは議案第81号被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明いたします。

この度の改正は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部改正により、地方公務員等共済組合法の規定の一部が削除され、同様の規定が厚生年金保険法に新たに規定されること、及び厚生年金保険法に既に定められている同様の規定を適用されることから、この法改正に係る山陽小野田市職員の退職手当に関する条例及び山陽小野田市職員の再任用に関する条例の一部を改正するものであります。御承知のように、本年10月1日から市職員に適用される地方公務員等共済組合法に基づく共済年金は、厚生年金に統一されます。これにより地方公務員等共済組合法に規定されている年金部分に関する規定の一部

が削除されることからこの度の改正を行うものです。以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

河野朋子委員長 それでは質疑を受けます。

岡山明委員 今回厚生年金に関わる場所は来月からですかいね。それで退職金が今回変わるんじゃないですかいね。一気に。そういう部分は、退職金に関わる厚生年金に移動するちゅうことで金額的にどうなんだと。例えば今月・・・(発言する者あり)今月定年退職と来月定年退職の人と全く一緒ですかね、待遇は。

河野朋子委員長 答えられますか。

辻村人事課主幹 今回の条例の改正に伴っては退職金には関わるものはございませんので、ちょっと今言われたような趣旨のものの影響はないです。

河野朋子委員長 はい、よろしいですね。この議案について質疑があれば受けます。
(「なし」と呼ぶ者あり) 質疑なしということで討論を受けます。討論はありますか。
(「なし」と呼ぶ者あり) 討論なしということで採決を・・・。

岡山明委員 ちょっと外れちよるかもしれませんが、ちょっと聞きたいんですけど。この・・・。

河野朋子委員長 質疑は打ち切ったんですが。(発言する者あり) それでは採決に移ります。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。お疲れさまでした。それでは議案第84号について審査いたしますので、よろしく願いいたします。執行部の説明をお願いいたします。

和西社会教育課長 議案第84号は、山陽小野田市視聴覚ライブラリー条例の廃止であります。山陽小野田市視聴覚ライブラリーは視聴覚教材や機器が一般に普及していなかった昭和51年に学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図るために旧山陽町において厚狭図書館内に設置されました。近年、IT技術の革新や情報化の進展により、パソコンなどのデジタル機器が普及し、視聴覚教育の方法が大きく変容してきたこともあり、当初の役割を十分果たし終えていることから、厚狭図書館が厚狭地区複合施設に移転することを契機に視聴覚ライブラリーを閉鎖することとし、この条例を廃止するものであります。以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

河野朋子委員長 それでは質疑を受けます。

山田伸幸委員 これ視聴覚ライブラリーと書いてあるんですけど、これ見ると倉庫ですね。

和西社会教育課長 厚狭図書館の2階の階段を上がられて左側に視聴覚室があるんですが、そのアコーディオンカーテンをした奥のほうに、今こういう状態になっております。今、議員さん倉庫と言われましたが、実際のところ、ここで視聴覚機器を利用して社会教育をされるということは、今のところは行っていないということです。

山田伸幸委員 問題はそこに並んでいるビデオテープに何が入っているかということなんですが、どういったものが記録されてるのでしょうか。

和西社会教育課長 旧山陽町時代の祭りを撮った様子などが収められております。

山田伸幸委員 それは保存に値するものであるのかどうなのか。その点の判断はどうでしょうか。

和西社会教育課長 ここにあるものについては、デモテープ的なものでありまして、実際のところ厚狭図書館の1階の奥のほうにビデオテープを並べておるところがあるんです。貸出して。そちらのほうには、山陽町の祭りとか山陽町の行事のイベントについてのビデオが貸出しができるようにやっておるところです。

山田伸幸委員 そういった貴重な資料のデジタル化というのはされているのでしょうか。

和西社会教育課長 今のところは取り組んでおりませんが、ビデオテープ等につきましては、貴重な資料でありますので、今後課題として受け止めておるところです。

山田伸幸委員 やはり視聴覚ライブラリーということで存在していたならですね、やはりそこで保存してきた貴重な歴史的な遺産になると思いますので、今後このまちの発展とともに、このまちの歴史を振り返るということで非常に貴重な資料になると思いますから、こういった劣化するようなものではなくて、長期的に保存できるようなそういう保存が望ましいと思うんですが、今回の廃止に当たってはですね、その辺の措置がですね、必ず必要だと思うんですが、どのように計画されているのでしょうか。

和西社会教育課長 具体的には今のところ計画はしておりません。予算が伴うものですし、旧山陽町のものに限らず、小野田側のほうにもビデオテープというのがあります、それをどのようにデジタル保存していくかということにつきましては、先ほど申しましたけど、課題としてこちらのほうで進めていきたいというふうに考えております。折りしも河崎議員の一般質問のほうで同じデジタル化のお話がありますので、そのような答弁をさせていただければというふうに考えておるところです。

笹木慶之委員 今のことですが、私のほうからはもうやるかやらんかということだけで結構ですからね。先日もありましたが、やはりこれはどう言いますかね、その時代を残す、非常に重要な資料だと思います。今でも昔の古文書を解読して、本にやるというようなことも、作業もしておるわけですから、今、現実こんな問題があるもの

についてはね、やっぱり確実に後世に残すということが必要だと思いますよ。私もこの中の全ては見えておりませんが、およそどんなものが撮れてるかというのは、山陽町側のものは、ほとんど知ってますが非常に重要な行事というか、そういったものが全て残ってますからね、だからやっぱりきちっと将来に保存するというのをぜひやってほしいと思います。もう1回意志を確認します。

江澤教育長 こういうものを後世に保存するというのは、極めて重要なことでございます。それに取り組んでいかなくてははいけません。ただどのぐらいのクオリティでそれをしていくかということは、実はフィルムもたくさん残っている、こっちのほうが重要かもしれません。それなんかはやはりきちんとしたところに、そういうものをデジタル化というところで、お願いしないといけませんし、歴史民族資料館のほうにも、たくさんいろんな、視聴覚ライブラリーの機器とは違ってそういう保存しなければならないものはたくさんあります。ですから、かなり高額の予算を、そのクオリティを考えると必要になってきます。ですから教育委員会とすれば、そういうものを視野に入れつつも、今のできる範囲内で少しくオリティが低いかもしれないけれども、デジタル化ということに取り組んでいきたいと、その中で高い本格的なデジタル化ということは、市長部局とも十分協議しながら必要性を訴えていきたい。必要性については十分認識しております。そしてそれに取り組まなくてははいけないと、我々も思っております。可能なところから、そしてきちんとしたところまで順次計画を立てて取り組んでいきたいと考えております。

笹木慶之委員 まとめて私のほうで受け止めたのは、内容をしっかり精査して、きちんとした対応をしていくと、しっかりやりますと。このように理解をしますがよろしいですね。

河野朋子委員長 ほかに質疑があれば。

中村博行副委員長 本会議場でですね、今本部長の答弁の中で、新しい図書館にこれを保管するといったような答弁があったと思うんですけども、具体的にそこでこれをですね、鑑賞できるとかいう環境というものは考えておられるんですか。

和西社会教育課長 新しい図書館におきまして、映像ブースというか、その視聴ができるコーナーは設けるようにしております。

河野朋子委員長 ほかに質疑は。「なし」と呼ぶ者あり)それでは質疑を打ち切り、討論に入ります。討論はありますか。「なし」と呼ぶ者あり)では本議案について採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。ありがとうございました。

午後0時5分休憩

午後1時10分再開

河野朋子委員長 それでは引き続き委員会を再開いたします。審査内容の7番です。陳情要望について。総務には2件ほど陳情要望が出されておきまして、外国人のうんぬんというのは、他県から出された分なんですけど、この件は特に何かなければ。何かありますか。

山田伸幸委員 これすごく気になっている問題ではあるんですけど、これすごく法律に関わる問題で、ちょっと調べたんですけど、この山陽小野田市として何ができるかという、意見書を出すぐらいですけど、この中身でええのかちゅうことがですね、もう少し掘り下げられんとこのまま上げるというのはちょっと問題があるなというふうな思いは持ったんですけど、残念ながら掘り下げ不足でそれ以上のことは言えません。

河野朋子委員長 ほかの方向何かありますか。特になければちょっと今この件について

は、ここで取り上げるというのはどうなのかなと思いましたがいいですか。それでよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)もう1件のほうですけど、(発言する者あり)これについては意見書の内容をちょっと精査して整えなくちゃいけないということですけど、その点についていかがですか。

笹木慶之委員 この前段の意味合い的なものはいいんですが。そのこと自体は今触れませんが、やっぱり全体的な取組とすれば、多少固有名詞等がいろいろ出ておるので、その辺が気になるんですね。だから政策的な1つの流れとしての考え方はね、分からんでもないんですけどね。もちろんこれ依頼者がね、自治労山口県本部になってるからそういうことなんでしょうけどね。(発言する者あり)だから中身をもう少し精査しながらやったほうがいいじゃないかという部分ですね。(発言する者あり)

山田伸幸委員 あと全体的には地方自治体の財政を重視する、そういう中身であるというので、基本的には地方自治体、議会として意見書を上げていく方向が望ましいように感じはいたします。

河野朋子委員長 先ほど副委員長からもあったように、今山田委員からもあったように、この意見書を出すという方向で考えてはどうかということで、一応一致してよろしいですか、その件については。どうですか。意見書を上げるということに対しての御意見があれば。

古川議会事務局長 この27年の6月17日に第91回の全国市議会議長会の定期総会が東京の日比谷であった中で、そこで決議書として地方税財源の充実確保に関する決議というのが、全会一致でなされております。その中にもこの記、以下に書いてあることが基本的に決議をされておるということも検討の材料にさせていただけたらというふうに考えます。

河野朋子委員長 今、参考になるような説明がありましたので、それも含めてこの意見書を出すかどうかについて、改めて御意見があればお願いいたします。

伊藤實委員 局長のほうから補足説明というか、その辺の情報が入ったんですが、そのような状況下の中であれば全会一致ということがあれば、これはもうそういうふうにしたほうがいいと思います。

河野朋子委員長 ほかの方はいいですかそれで。よろしければ。

岡山明委員 市議会議長会で全会一致という形を取ったということですかね。

河野朋子委員長 この内容に関することについての決議があったということで、それに関連してこの意見書を出すことについて皆さん、参考の説明がありました。よろしいですか。(発言する者あり)意見書で何か訂正すべきことがあれば言うただくんですけども、意見書を出すということについて一致すれば、また文言の訂正などはその後の段階ですので、まず出すということで一致したということによろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)それでは意見書を出すということですので、今ここにモデル案といいますか、そういったものが出されてますので、何か御意見があつてここにこういった言葉をさつき副委員長のほうからも少しありましたけれど、そういうものを入れながらこれを完成させたいと思いますので、御意見を。副委員長のほうから何かありましたよね。(発言する者あり)今指摘があつたところを事前に準備していただいていたと思うんですけど、下線部のところですかね、そういった文言を付け加えてはどうかということです。やはり国と地方自治体の十分な協議の場を保証し、というところが要るのではないかとということで、ここを付け加えてはどうですか。あとはもう原文どおりでいいですよ。

古川議会事務局長 国と地方自治体の十分な協議の場というのは、全国市議会議長会に国と地方の協議の場という特別委員会があるんです。国の総務省と全国市議会議長会のトップがいろんな協議をする場があるんですが、今、尾山議長は社会文教委員長になって、その充て職でこの協議の場の委員でもあるんで、あえてちゃんと国と地方で十分協議をして、いろんな制度を決めようというところで、一文、下線部のところを入れたらというふうに、議長とちよつと協議して下線

部で入れております。

河野朋子委員長 いかがですか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)そのように訂正して意見書を出すということによろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)ということでその件についてはそのように取りまとめたいと思いますので、よろしく願いいたします。それから閉会中の調査事項についてに移ります。この件について。

山田伸幸委員 定住人口促進に関してですね、これができていないと思うんですが、これは積極的にされる必要があるんじゃないでしょうか。

河野朋子委員長 議会中のこの調査事項について何か付け加えることとか、何か意見があれば、このほかに。これによろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)ではこのように決定したいと思います。以上で委員会を閉会いたします。

午後1時25分閉会

平成27年(2015年)9月2日

総務文教常任委員長 河野朋子